

|                  |                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | EU文民的安全保障政策の成立と発展                                                                                                                                                                                                 |
| Sub Title        | Civilian crisis managements of EU : new profile as security actor                                                                                                                                                 |
| Author           | 小林, 正英(Kobayashi, Masahide)                                                                                                                                                                                       |
| Publisher        | 慶應義塾大学法学会                                                                                                                                                                                                         |
| Publication year | 2011                                                                                                                                                                                                              |
| Jtitle           | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.84, No.1 (2011. 1) ,p.303- 337                                                                                                                     |
| JaLC DOI         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Abstract         |                                                                                                                                                                                                                   |
| Notes            | 田中俊郎教授退職記念号                                                                                                                                                                                                       |
| Genre            | Journal Article                                                                                                                                                                                                   |
| URL              | <a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110128-0303">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20110128-0303</a> |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# EU 文民的安全保障政策の成立と発展

小林 正 英

## 序 論

### 第1節 EU 文民的安全保障概観

#### 第1項 C F S P における文民的安全保障

#### 第2項 EU 文民的安全保障の萌芽——一九九九年ケルン欧州理事会から二〇〇〇年ニース欧州理事会まで

#### 第3項 ニース欧州理事会後の文民的安全保障の発展——量から質へ

### 第2節 EU 文民的安全保障の政治過程

#### 第1項 萌芽期におけるスウェーデンのイニシアチブとカウンターバランスとしての文民的安全保障

#### 第2項 文民的安全保障政策の揺籃期——理解の共有と縄張り争いへ

#### 第3項 「独り立ち」へ向かう文民的安全保障?——真の民軍融合機能の構築へ

#### 第4項 E S S 実施報告

#### 第5項 逆ベルリン・プラス

## 結 論

## 序 論

安全保障における文民的側面は、今日、非常に興味深い論点となっている。その背景には、冷戦後、国家間紛

争よりも内戦型および国家横断的紛争が課題として重要性を顕在化させていることがある。内戦型および国家横断的紛争においては、その前提もしくは結果として国家破壊がある。当該紛争に関与する国際社会は、紛争対応および紛争後の処理において、あたかも植民地を統治するかのごとく、少なくとも一時的に、問題の地域を「丸抱え」して対応することが求められるのである。これは、能力的に噛み砕いて理解すると、軍事力による当座の紛争の沈静化だけではなく、文民的能力によって、現地の文民部門を再構築したり、あるいは本来現地勢力によって担保されるべき文民的統治機能を一時的に肩代わりしたりして担うことが求められるようになっていくことである。これはまさに、九・一一アメリカ同時多発テロ後のイラクに対する軍事力行使をめぐるアメリカ政府内の議論において、当時のパウエル (Colin Powell) 国務長官が「あの国を所有することになるのはおわかりですね？」と論じたこと<sup>(1)</sup>、そしてフセイン (Sadam Hussein) 政権打倒後のイラクの不安定化の問題、さらには現在のアフガン情勢に通底する問題でもある。

特に、冷戦終焉直後の一連のバルカン紛争や九・一一以後のイラク関与をめぐることは、米欧間の軍事能力格差が問題となり、その裏返しとして、イラク復興やアフガン安定化に際しては、文民的能力の逆格差も問題となりつつある。この意味で、EUは、近年安全保障政策を構築しつつあるが、軍事面と同時に文民的能力も構築しつつあり、注目に価するものとなっている。しかしながらEUの文民的安全保障政策は、軍事的安全保障政策に比べて、特に研究動向の面で「まったく無視されてきた (seriously neglected)」<sup>(2)</sup>。本論はその欠如を補い、EUの安全保障政策の全体像を理解するための一助をなそうとするものである。

実は、これまでもEUの文民的安全保障を論じた先行研究がなかったわけではない。しかしながら、様々な視点から断片的に論じられることがほとんどとなっている。そのような視点には、以下のようなものがある。EUの政策分析として、特に安全保障政策分析の観点から論じたものと、EU内機関間政治の観点から論じたものの、

統合論的観点から論じたもの、それに文民的安全保障を主唱したのがスウェーデンを筆頭とする北欧の小国であったことから、EU内の大国・小国間関係の視点から論じたものである。

まず、政策分析的に論じたものとしては、ハワース (Jolyon Howorth)<sup>(3)</sup>、デューク (Simon Duke)<sup>(4)</sup> および植田がある。ともにEUの安全保障政策一般について論じたもので、特に前二者はEU内政治としての文民的安全保障政策の設立経緯も敷衍しながら論じたものとなっているが、あくまでもEUの安全保障政策全体を論じること力点があり、文民的安全保障政策についてなんらかの見解や結論を独立的にまとめているわけではない。

EU内の委員会と理事会という機関間の関係に着目したものとしては、グレイ (Catrina Gourlay)<sup>(5)</sup>、コール (Radek Khol)<sup>(6)</sup> や鶴岡<sup>(8)</sup> がある。特にコールは実務家であり、他の論者についても問題が現在進行形のものであることから実際の政策遂行上の問題としての色彩が強くなっている。本論は、本件をEU文民的安全保障政策の現在に至る形成過程全体の中に整理することにより、一定の見解を得たいと考える。

統合論的観点から論じたものとしては、ジョンソン (Pal Jonson)<sup>(9)</sup> およびカルラス (Jan Karlas)<sup>(10)</sup> がある。これらとともに文民的安全保障政策の形成過程をケースとして扱いながら統合理論について論じ、ジョンソンは結局リベラル政府間主義で説明できるとしたが、カルラスはリベラル政府間主義が基調であるとしつつも、理事会や委員会といった共同体的もしくはEU的な要素の影響も加味すべきであるとしている。本論は統合論的観点から本件を扱うわけではないが、結論を先回りして述べると、文民的安全保障政策形成過程の初期は、EU条約改定やCFSP分野における新政策分野立ち上げとしての色彩が濃かったために、リベラル政府間主義的要素によって説明できる部分が多いながら、実際に政策分野として立ち上がって以降はEU内機関の影響も強く見られるようになるため、単純に時系列的な問題であると考ええる。または、リベラル政府間主義はEUという政体もしくは国際政治現象の全体像を説明できるものではなく、条約改正交渉などに限定的に適用できる中範囲の理論である

とする見解に与するものでもある。<sup>(11)</sup>

大国・小国関係という視点から文民的安全保障政策を論じたものに、ビョルクダール (Annika Björkdahl)<sup>(12)</sup> や廣瀬<sup>(13)</sup>がある。ビョルクダールは、小国の影響力確保のツールとしての規範に着目し、廣瀬はスウェーデン外交の展開に軸足を置きながら、EUという政策アリーナで最大限の主体性を発揮しようとした小国外交を分析した。本論は小国という特質に特に注目することはないが、EU内加盟国間政治プロセスの影響を理解しようとする際に、文民的安全保障政策の主張国であったスウェーデンの特性として、相対的な小国性や中立政策の影響があったことは加味されるべきであろう。<sup>(14)</sup>

最後に、EUの文民的安全保障政策が注目し値するEUの特性となっている背景のひとつに、EU「民生パワー (Civilian Power)」論があることも指摘しておかなければならない。これは、EUが、特にアメリカと比べて軍事「小国」的存在であることを出発点とし、あるいはEUが軍事力によらない、話し合いによる平和的な国際統合という画期的なプロジェクトであることを念頭に、EUは「軍事大国」ではなくシビリアンな「パワー」たるべしとする議論である。<sup>(15)</sup> 派生型的に、「規範パワー」であるべしとする議論や、既に「規制帝国」であるという議論がある。<sup>(17)</sup> 本論はこれらの議論について論じるものではないが、文民的安全保障形成過程の全体像を論じることによって、このEUの特性が、経路依存的に形成されてきたという立場のほうに近い見解をとる。

本論は、以上のような先行研究を踏まえつつ、あくまでもCFSP研究の一環としてEUの文民的安全保障政策の成立と発展について考察し、それがCFSPに、あるいは安全保障主体としてのEUにどのような特性を付与するものであるのかについて検討するものである。

## 第1節 EU 文民的安全保障概観

### 第1項 C F S P における文民的安全保障

EU の文民的安全保障政策は、EU の主要政策分野のひとつ、共通外交・安全保障政策 (CFSP: Common Foreign and Security Policy) の一部である。EU は、一九九三年に欧州連合条約 (通称マーストリヒト条約) によって成立した際に、それまで経済分野を中心に進められてきた欧州統合プロセスに、政治・外交協力を取り込んだ。それが C F S P である。しかしながら、外交・安全保障分野における協力は国家主権の根幹に関わるものであり、C F S P の発展は、以後も慎重に推移した。設立当初は軍事分野を慎重に排除し、やがて一九九五年の欧州連合条約改定 (通称アムステルダム条約の締結) の際に軍事分野を取り込んだときでも軍事力行使の目的として平和維持や人道支援等のいわゆる戦争外任務を例示するにとどめた。二〇〇九年一月一日に発効した、通称リスボン条約による欧州連合条約改訂により、ようやく、大枠としての集団防衛条項を EU として備えることとなった。このように EU の軍事的安全保障政策がゆつくりと、しかし着実に整備されつつある一方で、リスボン条約では、文民的安全保障政策も C F S P の主要な一部として整備されることとなった。ただし、現実にはリスボン条約成立以前から、非軍事的安全保障政策のための機構の整備や、実際のオペレーションの展開は先行的に行われてきている。

文民的安全保障政策とは、C F S P 枠内の安全保障政策でありながら、特に非軍事的手段、換言すれば文民的手段によって実施されるものを言う。理論的には、一般的な、軍事的手段によらない政策で、安全保障の意味合いを有するものを指す場合もある。特に、C F S P に限定されずに、EU の対外関係一般を EU 外交 (EFP: European Foreign Policy) として分析しようとする立場からは、EU の対外関係のうち、軍事的手段を用いるもの

以外で、安全保障の意味合いを含むものをすべて文民的安全保障政策とラベリングすることも可能であろう。しかしながら、一般にこの用語を用いる場合には、CFSP研究の文脈で、注目されることの多い軍事的手段を用いるものの以外のもを指す場合が多い。本論での用語法は、このCFSP研究の文脈上にあるものである。典型的にはEU国境管理ミッション(BAM: Border Assistance Mission)、法の支配ミッション(EULEX: European Union Rule of Law Mission)などを指す。

## 第2項 EU文民的安全保障の萌芽——一九九九年ケルン欧州理事会から二〇〇〇年二ス欧州理事会まで

EUのCFSPにおける文民的安全保障政策導入の第一歩は、一九九九年六月に開催されたケルン欧州理事会議長総括であった。同年五月のアムステルダム条約発効を受け、EU各国はCFSPの軍事的側面の整備を急いでいた。これは、当時CESDP(Common European Security and Defence Policy)と呼ばれていたが、のちに欧州安全保障・防衛政策(ESDP: European Security and Defence Policy)と呼ばれることになり、さらにリスボン条約発効を経て共通安全保障・防衛政策(CSDP: Common Security and Defence Policy)と改められることになる<sup>(18)</sup>。ケルン欧州理事会議長総括では、このCFSPの軍事的側面整備について五六項であれたのち、これと並列的に、五七項で非軍事的(Non-Military)側面の整備に言及した。これが、EUのCFSPにおける文民的安全保障の側面が明示的に誕生した瞬間といつてよい。なお、このケルン欧州理事会議長総括では、前述のように「非軍事的(Non-Military)」安全保障という用語が用いられていたところ、のちに「文民的(Civilian)」安全保障と用語が変化しているので、本論においても用語法の変化が明確になるよう、一般的には「文民的」安全保障の用語を使用し、「非軍事的」安全保障は、ケルン欧州理事会議長総括での用語法など、特に「Non-Military」という用語法が用いられている場合に限定する。

同年一二月のヘルシンキ欧州理事会では、特に軍事的側面の強化を主眼に、実務的な意思決定機関である政治・安全保障委員会 (PSC: Political Security Council) や軍事的見地から PSC に助言を行う軍事委員会 (EUMC: European Union Military Committee) などの意思決定メカニズムが整備されたが、同時に文民的危機管理委員会 (CIVICOM: Committee for Civilian Aspects of Crisis Management) 設置も基本的に合意された<sup>(91)</sup>。CIVICOM は、文民的側面における EUMC とも言えるもので、PSC に専門的見地から助言を行う機関である。さらに、軍事的安全保障に関しては作戦行動の統括機関として EU 軍事幕僚部 (EUMS: European Union Military Staff) が設置されたのに対応し、文民的安全保障に関しては文民的企画・実施能力 (CPCC: Civilian Planning and Conduct Capability) が設置された。これにより、軍民両面の ESDP について、PSC を頂点とする対称的な機関配置が完成している。

機構的枠組みの構築を経て、実際の能力の準備が開始されたのが二〇〇〇年六月のフエイラ欧州理事会である。同理事会議長総括の第一付属文書 (Annex I) 「共通欧州安全保障・防衛政策に関する報告書」および同付属文書の第三附属書 (Appendix) 「危機管理の文民的側面における具体的達成目標についての検討」において、一、警察、二、法の支配の強化、三、民生行政の強化、四、文民保護 (Civil Protection) (災害時の捜索・救難を含む) という四つの優先分野が示されたとともに、同附属書 4 「警察に関する具体的達成目標」においては警察に関して必要とされる能力の概要などが示された。その後、各ミッションのための能力に関する整備目標が逐次合意され、それぞれに関して能力制約会議を開催し、能力のプールを進めている。

具体的な能力整備目標の設定とその充足状況は以下のとおりである。まず、二〇〇〇年一二月のニース欧州理事会では二〇〇三年までに五、〇〇〇名の警察官のプールを準備することが合意され、うち一、〇〇〇名は三〇日以内に展開可能とすることとされた<sup>(20)</sup>。その後、二〇〇一年六月にスウェーデンのヨーテボリ (Göteborg) で開催



された欧州理事会では、法の支配ミッション要員として、同じく二〇〇三年までに二〇〇名を派遣可能とする。ととされた。二〇〇二年五月のPSCでは、同目標が二八二名に引き上げられているとともに、三〇日以内に六〇名の要員を派遣可能とし、事実調査ミッションに四三名を派遣可能とすることとされた。<sup>21)</sup>最終的に、一〇カ国の新規EU加盟を経た二〇〇四年一月の文民能力誓約会議での閣僚宣言では、警察分野五、七六一名、法の支配六三一名、文民行政五六二名および文民保護四、九八八名の能力がコミットされたことが確認された。

そしてこの時期、初のESDPオペレーションが実施されることとなった。二〇〇三年一月一日に開始されたボスニアにおける警察ミッション「EUPM (European Police Mission in Bosnia and Herzegovina)」がそれである。最初のESDPオペレーションが文民ミッションであったのは非常に興味深い。また、同年にはマケドニアへの軍事ミッション「Concordia」、翌二〇〇四年にはNATOミッションを引き継いだボスニアでの軍事ミッション「EUFOR Althea」、マケドニアへの警察ミッション「EUPOL Proxima」とグルジアへの法の支配ミッション「EUJUST Themis」を展開している。これらの初期的なオペレーションのうち、軍事ミッションはいずれもそれまでに展開していたNATO主導のオペレーションを引き継いだものであり、「EUPOL Proxima」は軍事ミッション「Concordia」撤退後の治安状況を軟着陸させるためのものという点で、やはりNATO主導オペレーションの延長線上にあった。また「EUPM」は国連「INTER (International Police Task Force)」の任務を引き継いだものであった。「EUPOL Proxima」の展開にあたっては委員会と理事会の初の合同事実調査ミッションが展開され、非公式にConcordiaミッションからの引き継ぎが行われたが、明確に軍事ミッションとは別個のミッションとされ、有機的な連携は不十分であった。「EUJUST Themis」は、グルジアにおける二〇〇三年の「バラ革命」を受け、「グルジアの指導層に、改革と民主的価値へのコミットメントへのEUの完全な支持を示す明確なシグナル」を送るためのものであり、極めて象徴的なものであった。実際に派遣された司

法関係者は九名にとどまっている。<sup>(23)</sup>

### 第3項 ニース欧州理事会後の文民的安全保障の発展——量から質へ

上記のような初期的なオペレーションの展開と基礎的・人道的な能力整備目標の充足を経て、二〇〇四年以降の能力整備サイクルは、軍事的ESDPと同様にヘッドラインゴールを設定してクリアしていく方式となった。二〇〇四年二月のブリュッセル欧州理事会では文民的ヘッドラインゴール(CHG: Civilian Headline Goal) 2008(以下CHG2008と略記)がエンドースされた。<sup>(24)</sup>CHG2008が訴えたものは、基本的に量的な充足が達成されたことを前提とした上での質的な発展の必要性であり、象徴的には文民対応チーム(CRT: Civilian Response Team)の創設である。また、CHG2008では、前述の四つの活動内容に加え、監視ミッションの展開、EU特別代表(EUSR: European Union Special Representative)の支援、治安部門改革(SSR: Security Sector Reform)および武装解除・動員解除・社会復帰(DDR: Disarmament, Demobilization and Reintegration)といった活動内容が加えられた。これらの発展の露払いとなったのは、二〇〇三年二月に合意された欧州安全保障戦略(ESS: European Security Strategy)であり、<sup>(25)</sup>それを受けて合意された「ESDPの文民的側面に関する行動計画(Action Plan for Civilian Aspects of ESDP)」であった。<sup>(26)</sup>ESSは、アメリカおよびNATOの同時期の安全保障戦略と比較した場合に脅威を民軍的に捉え、破綻国家あるいは「ならず者国家」が敵対的行動をとることよりも国家破綻などの問題が病理的に脅威となるスタンスをとっている。このことを明瞭に示すのが、欧州安全保障戦略には「敵」という用語法が不在であることである。<sup>(27)</sup>また、これらの脅威認識の結果として、よく知られている「効果的な多国間主義」とともに民軍的な包括的アプローチを主唱している。欧州安全保障戦略のなかの具体的な文言で言えば、以下のとおりである。「(…)新たな脅威は純粹に軍事的なものではない。すなわ

ち、純軍事的手段によって対処できるものではない。すべては複合的な手段を必要とする。(…) EU は、これらの多面的状況への対応という観点から見た場合、特に十分な機能を備えていると言える<sup>(28)</sup>。これによって、EU の文民的安全保障整備は一段の推進力を得た。CHG 2008 において実現した任務内容の追加などは、既に「行動計画」において言及されており、CHG 2008 はこれを具現化したものであった。

その後、文民的能力改善会議 (Civilian Capability Improvement Conference) が逐次開催されてきたが、二〇〇七年の同会議にて CHG 2010 が合意された<sup>(29)</sup>。CHG 2010 では、CHG 2008 での目標設定を引き継ぎつつ、新たに統合警察部隊 (IPU: Integrated Police Unit) や組織警察隊 (FPU: Formed Police Unit) といった機動的な能力の生成に関する言及がなされた。このように、CHG 2008 および CHG 2010 における能力整備目標の発展は、「量から質へ」の転換と総括できるものになっているが、これは軍事的 ESDP の発展の経過と軌を一にしている<sup>(30)</sup>。すなわち、軍事的 ESDP が一九九九年の初期能力目標であったヘルシンキ・ヘッドライン・ゴール (HHG もしくは HG 2003) で六万人規模の展開能力の構築を目指し、二〇〇三年に基本的な充足を見たのちに、二〇〇四年に策定されたヘッドラインゴール 2010 (HG 2010) にて、EU 戦闘群 (Battle Group) の創設を謳って機動的な能力の構築を目指したのに対し<sup>(31)</sup>、CHG 2008 および CHG 2010 も初期的な量的目標の達成を経て、CRT や IPU/FPU といった機動性の確保を謳っているためである。そもそも、HG 2010 は CHG 2008 同様に二〇〇三年の欧州安全保障戦略発出を受けて作成されたものであり、CHG 2008 は、特に想定任務の策定などに関し、HG 2010 との連携を謳っている。

CRT は、理事会による共通の立場採択によって EU としての危機への関与が決定された際に、これに前後して速やかに現地にプレゼンスを確保するためのユニットとされる。具体的には、CFSP 上級代表兼理事会事務総長と PSC および理事会の要請から五日以内で現地に展開できることが想定されている<sup>(32)</sup>。二〇〇五年七月一八

日に理事会で承認されたC R T 概念によれば、一〇〇名の専門家のプールを実現するとされているが、二〇〇八年現在で現地展開実績はチームとしてではなく個別の専門家ごととしてのものとどまっている。<sup>(34)</sup>

I P U や F P U は、基本的に武装警察隊 (Constabulary Force/Constabulary Police: コンスタビュラー) もしくは憲兵隊と総称されるような各国の警察能力を多国籍で編成し、集团的、即応的に投入する能力である。国連P K O の文脈ではF P U、E U の文脈ではI P U と呼ばれることが多い。このようなI P U / F P U を構成する警察力について、以下本論では憲兵隊ではなく武装警察隊の用語を使用するが、これは、憲兵とした場合には以下に述べるように軍内部の警察任務を遂行する要員 (いわゆるM P: Military Police<sup>(35)</sup> わが国の自衛隊においては警務隊) との区別がつかなくなることと、戦前のわが国における特有の文脈を強く想起させるためである。

本論で扱う武装警察隊とは、「個人単位で活動する通常の警察と異なり、軍隊同様、部隊単位で活動」<sup>(36)</sup>するもので、「完全に安定化していない環境において、基本的な法執行任務と安全の供給をおこなう軍事的に編成された部隊」<sup>(36)</sup>あるいは「国家の武力組織で、軍の能力と警察の権限を併せ持つもの」<sup>(37)</sup>と定義される。また、「軍のように部隊単位で行動し、文民警察よりも幅広い武器を用いるが、警察のように非殺傷的な戦闘技術を訓練され、武力の行使に際しては文民的であり、基本的に法の支配に浴する」<sup>(38)</sup>という、いわば「法の兵士 (Soldiers of the law)<sup>(39)</sup>」である。すなわち、典型的には暴動対応を任務とする準軍事組織的な警察力で、このような性格上、組織上の所属は軍となっている場合が一般的であるが、いわゆるM P とは全く異なる。フランスの国家憲兵隊 (Gendarmerie: ジャンダルムリ) やイタリアのカラビニエリ (Carabinieri) などがこれにあたる。

国連P K O の文脈では、一九九八年のボスニアへの多国籍特殊部隊 (M S U: Multinational Specialized Unit) としての派遣を経て、一九九九年のコンボU N M I K および東ティモールI N T E R F E T において特殊警察部隊 (S P U: Specialized Police Unit<sup>(40)</sup> 各ユニットが単国籍構成だったため多国籍という呼称を回避してこのように呼ばれた)

として本格的に展開された。のち、二〇〇〇年ブラヒミ報告での言及を得て本格的に認知され、FPUとして一般化されるに至った。<sup>(40)</sup>二〇〇六年には国連PKO部局(DPKO)が関連のドクトリンを整備している。他方、IPUは基本的にEUの文脈で、コンボKFORでの経験を出発点としている。二〇〇三年に提唱・合意され、二〇〇六年に運用可能となった欧州武装警察部隊(EGF: European Gendarmerie Force)もしくはEurogendforは、IPUの主要な構成要素となっている。

EGFは、二〇〇三年にアリヨ＝マリ(Michèle Alliot-Marie)仏国防相によって創設が提案され、二〇〇四年九月一七日の蘭ノルトヴァイク(Noordwijk) EU非公式国防相会合にて合意文書が署名されたのち、複数回の演習を経て、伊ヴィチエンツァを本部として二〇〇六年七月二〇日に運用可能宣言がなされた。二〇〇七年一月一八日に蘭フェルゼン(Velsen)にて「欧州武装警察部隊を創設する条約」が締結された(二〇〇九年三月時点で未発効)<sup>(41)</sup>。同年十一月二二日より、ボスニアで展開されているEUのESDPミッション「Althea」のIPU司令部をEGFとして引き継いだ<sup>(42)</sup>が、これがEGFとしての最初の活動である。EGF参加資格はEU加盟諸国の軍のステータスを有する警察部隊とされ、創設当初の参加部隊は前述の仏伊両国の部隊のほか、オランダの王立保安隊(Koninklijke Marechaussee)、ポルトガルの国家共和国防衛隊(Guarda nacional republicana)およびスペインの文民保安隊(Guardia Civil)の五カ国五部隊であったが、二〇〇九年三月にルーマニアの憲兵隊(Jandarmaria)が参加して二〇一〇年現在では六カ国六部隊となっている。ポーランドの軍憲兵隊(Zandarmaria Wojskowa)は現在パートナーであるが、EGF参加を視野に入れていとされる<sup>(43)</sup>。意思決定機関としては年二回以上開催されるハイレベル省庁間委員会(CIMIN: Comité InterMinistériel de haut Niveau)の下にある。CIMINは各国の関係省庁の代表者によって構成されるが、代表者の選出は各国に委ねられている。また、CIMINでの意思決定は全会一致である。<sup>(43)</sup>

EGF創設に際しては、各国の思惑が交錯した。提唱国フランスでは二〇〇二年の大統領選を契機に国家憲兵隊の改革が実施されたこと、EUの東方拡大に直面して同様の武装警察隊を有する南欧諸国との関係強化を図ったことなどが指摘されている<sup>(44)</sup>。他方、イタリアは国際経験豊かなカラビニエリ活用によってEU内での発言権確保を期待した<sup>(45)</sup>。EGFをEUに直結させない別組織としたことについては、武装警察に抵抗感を有する北欧諸国の関与排除など、自律性を確保することが求められたためとされる<sup>(46)</sup>。

二〇一〇年二月現在で、これまでに展開されたEUのESDPオペレーションは、終了したものを含めて二二、現在も展開しているものが一二であるが、このうち文民的危機管理もしくは文民的危機管理を含むものが終了したものを含めて一六、現在展開中のものが一〇であり、地域的にはインドネシアのアチェを除けばバルカン半島、中東・中央アジアおよびアフリカとなっている。

## 第2節 EU文民的安全保障の政治過程

### 第1項 萌芽期におけるスウェーデンのイニシアチブとカウンターバランスとしての文民的安全保障

EUについて、特にその中でもESDPの発展について、第二次大戦後に不戦共同体を理想としつつ経済統合から開始されたEU構築プロセスが、新たな安全保障主体としてのEUを出現させつつあることを、これ以上ないほどに明らかにしつつあるものであると指摘することに、異論はほとんどないだろう。問題は、その「新しさ」をどう見たらよいかである。

その「新しさ」の鍵となる文民的安全保障政策の導入は、EUの安全保障主体としてのあり方をめぐる議論からというよりも、加盟国間の交渉の過程からもたらされたものと説明されている。その出発点となったケルン欧

州理事会議長総括における文民的（当時は非軍事的）安全保障条項の挿入自体、それを強く主張したスウェーデンに対するフランスの妥協によるものであったとされている。では、スウェーデン政府の描いていたESDPビジョンとはどのようなものであったのだろうか？

一九世紀初頭より中立政策を堅持しているスウェーデンは、冷戦の終結に伴ってようやくEU加盟を実現した。加盟直後から新条約であるアムステルダム条約をめぐる議論が進展し、必然的にEUの軍事的安全保障政策具備についての交渉に巻き込まれることとなった。スウェーデンは、この中で、フィンランドとの連携も活用しながら、WEUのEUへの拙速な一体化、すなわちEU自体に軍事能力を保有させることについて抵抗した。EUの「軍事化」への懸念からである。

両国の戦略は、EUの任務として「ペータースベルク任務」を含めるが、EUに軍事的資源を企画、組織および利用する能力を構築することは回避されるべきというものであった。「ペータースベルク任務」とは、一九八〇年代後半から一九九〇年代序盤の欧州の自律的な軍事能力構築が模索された中で、EU自体の軍事能力具備への抵抗が大きかった状況において、NATOやEUとは別個の欧州各国による軍事同盟であるWEUという枠組みを活用し、人道支援における軍の活用などのいわゆる戦争外任務を実施できるようにした合意である。すなわち、NATOとの競合を回避しながら欧州の軍事的自律性の段階的な確保を目指したものであった。一九九〇年代中盤、旧ユーゴ紛争の教訓を経て、アムステルダム条約をめぐる議論においてEUがさらなる「軍事化」へ向かう方向性に真っ向から抗うことは困難であった。そのような状況の中で、スウェーデン・フィンランド両国は、この「ペータースベルク任務」をEUとして引き受けることは容認しつつも、EUが自律的に当該任務を実施する能力を保有するのではなく、必要な場合には、あくまでもEUとは別の機構であるWEUを利用すべきと主張したのである。<sup>47)</sup>この連携は、EUの「軍事化」に強い抵抗を示すスウェーデン政府に対し、フィンランド政府が

「落としどころ」を提案したものであった。<sup>(48)</sup>

結果的に、アムステルダム条約ではEUの軍事的安全保障について、両国の提案どおり、集団防衛を含まず、「ペーターズベルク任務」を例示するにとどまった。しかしながら、これはあくまでもEUの軍事的安全保障で実施可能な任務内容の例示であり、決してESDPの任務を限定したものではないとされる。<sup>(49)</sup>ただし、たとえば「ペーターズベルク任務」がESDPの限定ではなく例示であったとしても、この時点でのESDPの任務内容が集団防衛を除外したものであったことに変わりはない。このような状況のもと、スウェーデンの達成目標は、EUとしての軍事的安全保障に関する能力の構築を回避するとともに、EUとして実施する軍事的安全保障政策の対象を、可能な限り危機管理などの比較的「ソフトな」方向へ誘導することだったとされる。

アムステルダム条約の発効と前後して、ボスニア紛争の教訓の学習や、コソヴォ紛争の顕在化が進み、EUの「軍事化」はさらに議論が進むこととなった。一九九八年の英仏サン・マロ宣言を経て、EU「軍事化」慎重派と目されてきたイギリスが積極派に転じると、この方向性はもはや押しとどめることが不可能となっていた。この流れの中でスウェーデン政府によって模索されたのが、ESDPに文民的安全保障側面を構築すること、この「軍事化」をバランスする戦略であった。一九九九年前半の議長国を務めたドイツのフィッシャー(Joschka Fischer)外相から、「軍事化」への強硬な抵抗を続けるスウェーデンはEU脱退勧告すらちらつかされつつ、最終的にはスウェーデンのリンド(Anna Lindh)外相とフランスのシラク(Jacque Chirac)大統領の間で妥協が成立したことにより、<sup>(51)</sup>既述のようなケルン欧州理事会議長総括への非軍事的安全保障条項の挿入となった。

一九九九年後半の議長国を務めたフィンランドは、当初、ESDPの文民的側面の発展を、議長国としての優先課題としてあげていたが、<sup>(52)</sup>ヘルシンキ欧州理事会に向かう交渉の中で、次第にESDPの軍事的側面の強化に強いイニシアチブを発揮する英仏両国に実務的対応を見せるようになっていった。<sup>(53)</sup>そのような状況のなかで、E



S D P の軍事的側面をバランスすべく、文民的側面の強化を強く主張したのはスウェーデンであった。スウェーデンは当初、E U M C ではなく、「ペーター・スベルク委員会」として民軍的な機関を設立することを主張していたが、議長国フィンランド以外に支持を広げられなかった。しかしながら、結果的に、P S C を頂点とする軍民両面に均衡のとれた機関配置となったのはスウェーデンの交渉努力によるところが大きく、最終的なヘルシンキ欧州理事会にて、シラク仏大統領が二〇分間会場を離れた隙にスウェーデンのリンド外相が C V I C O M 設置を提案してまとめたしまったというのは、非常に象徴的なエピソードになっている。<sup>(54)</sup>

## 第2項 文民的安全保障政策の揺籃期——理解の共有と縄張り争いへ

一九九九年以後の文民的安全保障の発展過程は、前述のような機関配置の完成を見て、次第に実務的なものになっていく。設立当初の E S D P の文民的側面は、特にその人的リソースの面で十分な力を与えられていなかった。これは、E S D P の軍事的側面の強化に注力したいフランスの意向が働いていたとされる。<sup>(55)</sup> このように、設立当初の文民的安全保障政策の発展過程が、良くも悪くも E U 内の加盟国間政治によってかたちづけられていたのに対し、次のステップとなった C H G 2 0 0 8 は、委員会の完全な参加を得て、理事会内部で構築されていた。<sup>(56)</sup>

このような政治力学の背景には、特にスウェーデン政府による規範の浸透努力 (\*Norm Advocacy\*) によって、E U 加盟国政府や委員会、理事会事務局に文民的安全保障の理念の共有が進んだことがあると指摘されている。既に一九九九年にはドイツ、イタリア両国政府がスウェーデン政府のイニシアチブに理解を示し、二〇〇〇年にはフランス政府も同様の姿勢に転じたとされる。当時のフランス外務省事務総長 (Secretary General) を務めたエネキン (Loïc Hennekine) は、「フランスは、その議長国を務めた時期、紛争予防に焦点をおくべしとするス

ウェーデン提案を、相当の関心と共感を持ってみていた」と述べている。<sup>(57)</sup> また、そのような姿勢はイギリス政府とも共有されつつあった。同時に、この時期、委員会内部では対外関係担当のパッテン委員がEU対外政策への委員会の影響力確保の観点もあって紛争予防の強化に関心を示すようになったとともに、当初は紛争予防に消極的であったソラナCFSP上級代表兼理事會事務総長も、委員会との力関係に変化をもたらしようという観点もあって、スウェーデンの姿勢に理解を示すようになったとされる。<sup>(58)</sup>

このように、スウェーデン主導だった文民的安全保障の発展は、主要加盟国政府や委員会及び理事會の共有するところとなっていたが、このことは同時にEU内部の委員会と理事會の間の縄張り争い (turf battle) を引き起こすこととなった。特に、二〇〇五年二月に、アフリカにおける小型武器 (SALW: Small and Light Weapons) 対策支援に関して、委員会が理事會を欧州司法裁判所に提訴するという事態が発生したことは注目を集めた。これは、二〇〇〇年にEUとACP諸国の間で署名され、二〇〇三年に発効したコトヌ協定に基づいて委員会によって実施されていた小型武器対策について、二〇〇三年に理事會が共通行動 (Joint Action) を採択したことは委員会の権限の侵害にあたるとして、委員会が当該共通行動の取り消しを求めたものであった。これは、武器の輸出入に関する委員会の権限の問題や、委員会の権限の保護規定がCFSPとしても根拠を有する分野についても及ぶのかといった問題を複雑にはらんだ案件であった。<sup>(59)</sup>

最終的に、本件は二〇〇八年五月のECJ判決によって委員会側の勝利に終わったが、前述のとおり二〇〇四年からはCHG2008策定などに関して委員会と理事會は協力関係にあり、その後は実際の計画立案に関しても協力が行われているため、このような「縄張り争い」は、今後さほど問題にならないものと考えられる。二〇〇五年から二〇〇六年まで実施されたアチェ監視ミッションや、二〇〇四年および二〇〇六年に、それぞれマケドニアとコソヴォへ派遣された委員会と理事會合同の事実調査ミッションなどは、委員会と理事會の協力関係を

示す好例である<sup>(61)</sup>。

二〇〇一年には、議長国スウェーデンのもとで、理事会規則として委員会による緊急対応メカニズム (RRM: Rapid Reaction Mechanism) が設立されたが<sup>(62)</sup>、これに関しても「縄張り争い」を引き起こすようなものではないと考えられる。そのように考える根拠は二点ある。すなわち、RRMの時限性と機関間連携への配慮である。RRMは、委員会による文民的安全保障に関する最大六カ月間の緊急対応措置の実施を可能にするもので、二〇〇六年までの時限的措置であった。また、当該措置の発動に際しては、事前および事後に理事会に通告することが求められたとともに、EUの対外政策における一貫性確保の観点から、理事会の意向を十分に尊重すべきものとされていた。RRMは、二〇〇七年より安定支援措置 (IS: Instrument for Stability)、特にその六条に規定されている例外的支援措置および暫定的対応プログラム (Exceptional Assistance Measures and Interim Assistance Measures) に引き継がれたが、予算や実施機関に関する柔軟性が拡大されたほかは、理事会との関係など、基本的な骨格は変わっていない<sup>(63)</sup>。なお、安定支援措置も二〇一三年末までの時限措置であり、時期がくればあらためて再検討されることとなる。また、二〇〇九年十二月に発効したリスボン条約によって、理事会側の対外政策を代表するCFSP上級代表兼理事会事務総長職と委員会側の対外政策を代表する対外関係担当委員職が一体化されたことも、かかる「縄張り争い」を今後とも沈静化させるものと見られている。

### 第3項 「独り立ち」へ向かう文民的安全保障?——真の民軍融合機能の構築へ

「縄張り争い」を廃し、委員会と理事会の協働体制を確保するとともに、真の民軍融合的なEUの対外活動を展開するためのツールとなりうるしくみとして、理事会内に設置されている民軍班 (CCM: Civilian-Military Cell/Cellule civilo-militaire) がある。EUでは、一般にPKO等で軍事部隊が展開される際の軍民関係を指す用

語である民軍関係 (CIMIC: Civil-Military Cooperation) とは区別して、民軍調整 (CMCO: Civil-Military Coordination) という用語が使われる。これは EU の展開する活動においては、CIMIC が想定するような外部・現地の民間機関・勢力との協力にとどまらず、EU 内部で、主に文民的手段・支援を司る委員会と軍事的手段を司る理事会の間の「クロス・ピラー」関係が問題となることから来るものである。<sup>(64)</sup> この EU における CMCO を担う中心的存在が CMCM である。

CMCM 設置に関する議論の出発点は、イラクへの武力行使をめぐる二〇〇三年から二〇〇四年にかけての米欧論争の中で提起された、欧州の自律的軍事活動能力構築に関するイニシアチブであった。<sup>(65)</sup> 同イニシアチブは、集団防衛までを視野に入れた、参謀本部と実動部隊を含む欧州独自の軍事的枠組みとして欧州安全保障・防衛連合 (ESDU: European Security and Defence Union) を構築しようとする仏独ベルギー・ルクセンブルグ四カ国主導の構想であった。すなわち、究極的には集団防衛任務の実施を達成目標として掲げつつ、そのための能力の提供および能力構築への協力を参加国に求めるという構造を有していた。しかし、NATO・EU 内の「大西洋派」諸国の抵抗に遭い、さらには英仏両国主導の ESDP 強化構想と合流し、リスボン条約の中で英仏構想が描いていた戦闘群構想を ESDU 的手法によって実現する常設構造化協力 (Permanent Structured Cooperation) 条項という、折衷的な内容となって具現化した。つまり、ESDU 構想で想定されていた能力提供や能力構築への協力を求める手法を、従来の ESDP の政策目標を達成するためのものとして実現したのである。他方で、集団防衛条項それ自体は、リスボン条約において、常設構造化協力条項とは切り離されたかたちで盛り込まれた。さらに、EU 独自の参謀機能強化は見送られ、NATO の欧州連合軍最高司令部 (SHAPE) 内に、NATO 軍事アセットを用いて EU が活動を実施するための参謀的機能である EU 班 (EU Cell) が設置された。同時に、NATO からの連絡措置も EUMS 内に設立され、EU としての独自の軍事オペレーションについては英仏独伊希五

カ国の司令部を活用することとされた。このように、ESDU構想はあたかも食いちぎられ、肉片を巻き散らかされたかのように欧州・大西洋安全保障構造の中に散り散りに実現されたため、これを、「それでも実現された」と肯定的に評価すべきか、「バラバラにされた」と否定的に評価すべきかについては、まさに今後の推移を見るしかない。しかし、EUに一貫的に残された分野がなかったわけではない。それがCMCOを伴う民軍活動であり、CCM設立であった。CCM設立は、実現しなかったEU軍事司令部の亡霊のように、二〇〇三年十二月、議長国イタリアの下で採択された議長国文書にて承認されたのである。<sup>66)</sup>

このようにしてかろうじて設立が合意されたCCMは、あくまでもEU軍事司令部ではない。EUの実施する軍事的・文民的ESDPオペレーションの計画立案と活動を実施する能力を生成する責任を負うのみであり、常設の司令部機能は保有しない。しかしながら、必要な場合にはオペレーション・センターを迅速に立ち上げる能力であるとされた。CCMは何重もの消去法の上によりやく立ち位置を見つけた非常にニッチな存在として生まれた。すなわち、生起した危機に対し、それがNATOとして対応することが選択されず、EUがNATOアセットを用いて対応するものでもなく、EUが各国の司令部を活用して対応するものでもない場合、CCMに「お鉢が回ってくる」のである。ただし、前述の三つの否定形は、求められる危機対応が民軍両面の能力を必要とする場合には、自動的にクリアされるものであることも見落とされるべきでない。もちろん、CCM（の下に構築されるオペレーション・センター）は、文民的活動もしくは民軍的活動に特化した司令部的機能ではなく、軍事的活動を含むEUの活動における、EUとしての唯一の実質的な司令部機能である。しかしながら、前述のような三つの否定形により、結果的には文民的活動および民軍活動を主たる対象任務とすることになる。このことは必ずしもネガティブなインパクトのみを有するわけではない。「現在の活動の大半は文民的なものであるが、文民的活動に特化した司令部は存在しない。おそらく、（民軍…訳者注）班のオペレーション・センターの真の付加価値

値 (added value) は、文民的危機管理任務を管理運営する能力にある。なぜならば、軍事的活動の大半はベルリン・プラスによって NATO のアセットを利用して実施されるか、あるいは EU の自律的活動の場合には五つの加盟国司令部 (英仏独伊希…訳者注) を利用して実施されるからである。<sup>(67)</sup>

CCM は、最終的に二〇〇五年五月一日の理事会決定によって EUMS 内に設立された。<sup>(68)</sup> 構成員には連絡要員として二名の委員会代表者を含み、それによって委員会と理事会の調整を含む CMC O を体現している。実際のオペレーションにおいては、特にボスニア、アチェとコンゴ民主共和国 (DRC) のケースを通じて CMC O は発展していった。ボスニアにおける EU オペレーションは、CCM の設立に先立ち、二〇〇三年から展開された文民的な「EUPM」と二〇〇四年から展開された軍事的な「EUFOR」、それに EU 監視ミッション (EUMM) の展開や EU 特別代表 (EUSR) の任命などがそれぞれ個別に行われたが、その教訓の学習プロセスもまた個別に実施され、EU としての CMC O は存在しないに等しかった。二〇〇五年九月一五日から公式に開始されたインドネシアにおける EU のアチェ監視ミッション「AMM (Aceh Monitoring Mission)」では、事実調査ミッション派遣の段階から CCM は完全に関与し、軍事的知見を活用しながら文民ミッションとして実施された「AMM」の展開に貢献した。また、DRC における DDR ミッションであった「EUSEC RD Congo」(二〇〇五年開始) やダルフルにおけるアフリカ連合支援ミッション「Support for AMIS」においても CCM の関与があった。また、二〇〇八年二月一二日より開始された西アフリカのギニアビサウにおける治安部門改革ミッション「EU SSR Guinea-Bissau」は完全に CPCC によって立案された最初の文民的ミッションとなった。

#### 第4項 ESS 実施報告

欧州理事会は、二〇〇八年一二月に ESS 実施報告を採択した。これは、前年二〇〇七年一二月にソラナ H

R/SGに作成が委嘱されたもので、二〇〇三年のESS採択から五年を経てESS再検討の機運が盛り上がっていたことに対応するものであった。当初は二〇〇六年に欧州議会によって提起され、二〇〇八年後半の議長国を務めるフランスのプロジェクトとして、二〇〇七年夏のフランス大使会議にてサルコジ大統領が取り上げ、その後、秋にかけて同年後半の議長国であったスウェーデンのビルト外相との間に共有されたのち、二〇〇七年末の欧州理事会にて公式に委嘱されたものである。

当初、欧州議会の決議および大使会議でのサルコジ発言ではESS改訂が訴えられていた。欧州議会決議では、総論的考察第6項にて、遅くとも二〇〇八年内にESSを改訂し、その後五年ごとに見直すことを求め、サルコジ大統領は大使会議にて「新たな『欧州安全保障戦略』を作成(エラボレート)することが求められている」と述べた。しかしながら、実際に二〇〇七年末にソラナHR/SGに与えられたマンドートはESSの改訂ではなく、実施報告であった。このことに関しては、二七カ国に拡大していたEU加盟国の間に、ESS改訂を議題とすることによって、あらゆる対外的な問題が持ち込まれることの恐れや、二〇〇三年のESS策定時のようなソラナHR/SGの下に小規模なチームを形成して迅速に作業を進めることが困難になり、加盟各国の事情が持ち込まれてしまうことの懸念、さらにはCFSPへの委員会のいっそうの侵食をもたらしたり、逆に「第一の柱」の対外的側面にいっそうの理事会側からの侵食をもたらすのではないかとその恐れがあったことが指摘されている。このような困難を認識した上で二〇〇三年版のESSを振り返ってみると、そもそもESSはあらゆる脅威や対応について基本的に視野に含めており、抜本的な改訂なくとも現実に向きあうことができるものと考えられた。最終的に提出されたESS実施報告においては、従来のESSを置換するものではなく補完するものである(“This report does not replace the ESS, but reinforce it.”)との位置づけが明言されたのち、グローバル、リージョナル各レベルと、欧州自体の安全保障主体としてのあり方の三つのパートに分けて分析が行われている。個別

には、エネルギー安全保障や気候変動が独立した項を立てて論じられていることが目を惹く。これらはいずれも二〇〇三年版のESSではふれられていなかった項目である。また、二〇〇三年版のESSでは国家破綻(State failure)という用語が用いられていたのに対し、今次実施報告では新たに国家の脆弱性(state fragility)という用語が用いられている。この用語法に関し、実施報告提出前の議論ではあるが、ミッシローリ(Antonio Missiroli)は以下のように述べている。

最近では「国家破綻」よりも「国家の脆弱性」について多く語られるようになってきている。「破綻」が稀にしか発生しないが多くの場合はや(そのままでは…引用者注)立ち直れない状態を指すのに対し、「脆弱性」は、より一般的であるとともに、適時的かつ事前的な「予防介入(preventive engagement)」を許容する(必要とする、と言ったほうがいいかもしれない)ものであり、これはまさにESSにおいて訴えられているものである。<sup>(73)</sup>

この用語法の変化は、EUの安全保障主体としてのあり方が予防的なものとしての色彩を増していることと呼応していると考えられる。上記指摘にも、「脆弱性」の用語法が「破綻」に比して予防的関与にフィットするものであるとの論点を読み取れるが、さらに、ESS実施報告提出前の他の論者にも、「いかなる『人道的』介入も、まず『介入』なのであり、したがって明確かつ疑いの無い国際的な正統性が必要なのである」旨の指摘があり、実際のESS実施報告では第三部EUの対応のパートにて、「保護する責任」に言及しつつ、EUの行動のあり方について論じられている。「保護する責任」は、有り体に言えば古典的な国家主権を「上書き」して介入を正当化する論理であり、このことは、実際に実施報告でも(前略)21世紀においては、これまでにないほどに、主権は責任を伴うことが示されている」と論じられていることから明らかである。このような記述を指し



て、ビスコップ (Sven Biscope) も、ESS が元来より予防に重点を置きながらも、それが十分に政策的に実現されていなかったことを指摘しつつ、この文脈で、今次実施報告での「保護する責任」への言及を肯定的に評価している<sup>(76)</sup>。

そして、このような予防的関与のあり方について、鍵となるのが民軍融合的な EU 安全保障であると考えられる。ESS 実施報告においても、前段で引用した部分の直前で指摘されているのは、各国の内政上の問題が国際的な問題に直結しているがゆえに、「主権は責任を伴う」とされているのであり、したがって「保護する責任」を強く支持しているのである。また、実施報告第一部のグローバルな課題に関し、特にエネルギー安全保障問題およびテロ対策について、域内的な問題と域外的な問題を貫く問題であるとの指摘や、同じくグローバルな課題に関し、「安全保障と開発の重なり (Security and development nexus)」との指摘など、課題の側の総合性とともに、それに伴って必然的に、EU 側の対応としても、「われわれ (EU) の様々な手段を一貫性をもって用いるべき」、あるいは「文民的・軍事的専門性の合体」が強く訴えられている。あるいは、イオアニデス (Isabelle Ioannides) がリース (Wyn Rees) の議論を参照しながら「対内的・対外的安全保障の重なり (internal-external security nexus)」と指摘するところである<sup>(77)</sup>。これは実施報告本体ではないが、付属している要約の最後の一言は、EU の安全保障政策が、「より能力のある、より一貫性のある、より活動的な (more capable, more coherent, more active)」ものとならねばならないとの指摘である。ESS 実施報告は、まさに脅威の捉え直しなどではなく、その実施の有り様についての再検討であり、前述の「三つの more」のうち、能力については軍事的・文民的両 H G によって逐次拡充が図られている、あるいは拡充を図ることについての合意が示されており、活動的ななることはほぼ純粋に政策決定的な問題であるとする、その中核的なメッセージは、まさに、民軍的「一貫性」の訴えにあると言えるだろう。

## 第5項 逆ベルリン・プラス

このようなEU文民的安全保障政策の発展に伴い、新たに「逆ベルリン・プラス(Berlin Plus in reverse)」と呼ばれる議論も行われるようになってきている。「ベルリン・プラス」とは、そもそも、EUの軍事活動の展開に際し、EUがNATOの軍事アセットを借用する手続きであり、一九九〇年代中盤から二〇〇〇年代前半にかけて整備されたものである。「逆ベルリン・プラス」の「逆」たるゆえんは、これがNATOによるEUの文民アセットの借用を指していることにある。特にアフガニスタンでの活動に際し、NATO主導オペレーションにおける文民的能力の不足に端を発して議論されるようになったもので、特に二〇〇五年一〇月に、欧州委員会が非公式にはあるが、NATOに対して、NATOによるPRT展開への、ありうべきEUの貢献について打診したのが端緒とされる。<sup>(78)</sup>

「ベルリン・プラス・プラス」とも呼ばれるこの議論は、二〇〇六年頃においては、関係者間でも検討に値するとされつつも、基本的には否定的に捉えられていたとされる。<sup>(79)</sup>しかしながら、二〇〇八年以降に関しては変化の兆しがあるとの指摘もある。すなわち、フランスのNATO接近による変化である。フランスは、二〇〇八年後半にEU議長国を務めることと、二〇〇九年春のNATO六〇周年の機会にNATO統合軍事機構への復帰を実現するという背景のもと、「もはや『逆ベルリン・プラス』を恐れてはいない」との指摘がそれである。<sup>(80)</sup>「逆ベルリン・プラス」に否定的な見解が見られる要因が、欧州側のものではなく、NATO側の自律性喪失という、まさにESDIおよび「ベルリン・プラス」の議論の裏返しのようなものもあったことを考え併せると、欧州側の阻害要因低減だけでは十分でないとも考えられるが、NATO側に関しても、アメリカのNATO大使ヌランド(Victoria Nuland)が「われわれは強いEUと強いNATOを必要としている。もし、アフガニスタンの

教訓があるとすれば、EUとNATOの間により強固でシームレスな関係を構築すべきということである」と述べており、総合的に「逆ベルリン・プラス」への抵抗は低減していると見られる。

最終的に、具体的な協定となつてこれが実現されるかどうかは不明であるが、EUの文民的安全保障が、このような議論を実際的なものと考えさせるほどに発展しつつあり、それはNATO・EU関係においてもEU側に一種の付加価値をもたらしていると考えられる。

## 結 論

EUの文民的安全保障政策は、スウェーデンを中心に、EUの「軍事化」を回避しきれなかった状況からの改善の策として、当初は軍事的安全保障政策のカウンターバランスとしてESDP内に構築されたものである。しかしながら、一旦設立されると、各加盟国や委員会および理事会に同調を得て、軍事的安全保障政策と並行的に拡充が図られていった。この同調は、スウェーデンによる規範浸透努力の賜物という側面もあるが、同時に各アクターが自らの利益に合致するものとして推進したことにもよる。初期的には、特に委員会と理事会の間に「縄張り争い」も発生したが、その後は機構面でも実際のオペレーション面でも協働的な体制が整えられつつある。

二〇〇八年に採択されたESS実施報告を見ると、この民軍融合的なEU安全保障政策のあり方こそ、アクセントを置いて考えられていることがうかがえる。「安全保障と開発の重なり (Security and development nexus)」「あるいは「対内的・対外的安全保障の重なり (internal-external security nexus)」という言葉が如実に示しているように、域内問題と域外問題、文民的問題と軍事的問題、さらに言えば文民的手段と軍事的手段を総合的に捉えることこそ、二〇〇三年に採択されてから五年を経たESSのその後の質的な発展として書き加えられるべき

ことであつた。

このような文民的安全保障の発展、あるいは民軍融合的な EU 安全保障政策の構築は、二つの意味合いを持つと考えられる。すなわち、「新たな安全保障」主体としての EU の姿と、「新たな安全保障」主体であるがゆえに「新たな」安全保障主体たる足場を築いている EU の姿である。「新たな安全保障」主体であるとするのは、文民的安全保障という新しい安全保障政策のあり方を示す安全保障主体であることを指している。あるいは、民軍融合的な課題と手法を有する安全保障主体であると言ってもよい。そして、この新しさゆえに、単なる NATO の縮小再生産ではない、独自の意義を有する安全保障主体として、「新たな」安全保障主体としてその存在意義を強化していると言える。ESDP 確立初期の、「Concordia」に見られるような NATO の平和維持活動の「下請け」あるいは「後継」を担っていた時期においては、安全保障主体としての EU は NATO の縮小再生産であつたかもしれないが、最近の「逆ベルリン・プラス」の議論は、NATO との関係における安全保障主体としての EU の独自性を如実に物語っていると言えるだろう。

- (1) 二〇〇二年八月五日のホワイトハウス夕食会での発言と、それを繰り返した二〇〇三年一月一三日の大統領執務室での発言。ともにブッシュ大統領に対するもの。引用は後者。ポップ・ウッドワード（伏見威蕃訳）『攻撃計画』、日本経済新聞社、一九五—一九六頁および三五—三六頁。
- (2) Jolyon Howorth, *Security and Defence Policy in the European Union*, Palgrave, 2007, p.124.
- (3) *Ibid.*
- (4) Simon Duke, *The EU and Crisis Management*, European Institute of Public Administration, 2002.
- (5) 植田隆子「欧州連合（EU）の軍事的・非軍事的危機管理」『国際法外交雑誌』一〇二巻三号、二〇〇四年、九二—一〇一頁。および、同「欧州連合の拡大と欧州安全保障防衛政策（危機管理問題）」、植田編著『現代ヨーロッパ

国際政治」、岩波書店、二〇〇三年、四七—七〇頁。

- (9) Catriona Gourlay, "Community instrument for civilian crisis management", Agnieszka Nowak ed., *Civilian Crisis Management: EU Way (Chailot Paper no.90)*, EU Institute for Security Studies, 2006, pp.49-68. ㉔㉕
- ㉕ Gourlay, "Civil-Civil Co-ordination in EU crisis management", Nowak, *op. cit.*, pp. 103-122.
- (7) Radek Khol, "Civil-Military Co-ordination in EU crisis management", Nowak, *op. cit.*, pp. 123-138.
- (8) 鶴岡路人「EU 外交の中の欧州安全保障政策」、田中俊郎・小久保康之・鶴岡路人共編著『EU の国際政治』、慶應義塾大学出版会、二二五—二五六頁。
- (9) Pal Jonson, *The development of the European Security and Defence Policy: An Assessment of Preferences, Bar-gains and Outcomes*, Swedish Defence Research Agency, 2006.
- (10) Jan Karlas, "The ESDP-building process and conflict prevention: intergovernmental policy-making and institutional expertise", *Journal of International Relations and Development*, vol.8, no.2, 2005, pp.164-191.
- (11) 井上淳「国際関係理論と国際機構（研究ノート）」、『慶應法学』第五号、二二二—二二四頁。
- (12) Annika Björkdahl, "Norm Advocacy: A Small State Strategy to Influence the EU", *Journal of European Public Policy*, vol.15, no.1, 2007.
- (13) 廣瀬方美「スウェーデンとEU 欧州安全保障政策（ESDP）——小国の可能性と限界——」、『国際基督教大学大学院行政学研究科提出修士論文、二〇〇八年。
- (14) EU に加盟した軍事的非同盟諸国のCFSP 構築過程への関与という視点については以下を参照。Laura C. Ferreira-Pereira, "The Military Non-Aligned States in the CFSP of the 1990's", *European Integration Online Papers*, vol.7, no.3, 2004.
- (15) シベリアン・パワーについての議論を総括したものとして、以下を参照。Karen E. Smith, "Beyond the civilian power debate", *Politique Européenne*, vol.1, no.17, pp.63-82. ㉔㉕ Christian W. Burckhardt, "Why is there a public debate about the idea of 'Civilian Power Europe'?", *EI Working Paper*, 2004-02, 2004.
- (16) Ian Maners, "Normative Power Europe: A Contradiction in Terms?", *Journal of Common Market Studies*,

- vol. 40, no.2, 2002. 44-45 Manners, "Normative power Europe reconsidered: beyond crossroads", *Journal of European Public Policy*, vol.13, no.2, 2006, pp.182-199. 中村英俊「『民生パートナー』概念の再検討」『日本EU学会年報』二四号二〇〇四年二〇七—二二八頁。
- (17) 鈴木一人「『規制帝国』とこのED」山下範久「帝国論」講談社、二〇〇六年。
- (18) 以後、本論ではESDPとCSDPの用語は言及する時点の使用法に準拠する。
- (19) Presidency Conclusions, Helsinki European Council Meeting, 10 and 11 December 1999, art. 29. COIHC OCM設立の確認については、Presidency Conclusions, Santa Maria da Feira European Council Meeting, 19 and 20, June 2000, art. 11.
- (20) Presidency Conclusions, Nice European Council Meeting 7, 8 and 9 December 2000, Annex II to Annex VI "STRENGTHENING OF EUROPEAN UNION CAPABILITIES FOR CIVILIAN ASPECTS OF CRISIS MANAGEMENT", II. Policing Capabilities.
- (21) Rule of Law Capabilities Commitment Conference declaration(8978/1/02 REV 1 CIVICOM 36 PESC 183), May 31, 2002.
- (22) Isabelle Ioannides, "EU Police Mission Proxima: testing the 'European' approach to build peace", Nowak, *op.cit.*, pp.73-75.
- (23) Damien Helly, "EUJUST Themis in Georgia: an ambitious bet on rule of law", Nowak, *op.cit.*, pp.91-92.
- (24) *Civilian Headline Goal 2008*, Dec. 7, 2004.
- (25) *A Secure Europe in a Better World, European Security Strategy*, Dec. 12, 2003.
- (26) *Action Plan for Civilian Aspects of ESDP*, adopted by the European Council, Jun. 17-18, 2004.
- (27) 拙稿「EU安全保障政策の発展」『尚美学園大学総合政策研究紀要』第八号三三—三六頁。
- (28) 訳文は以下。拙稿「EU安全保障戦略」二四四頁。
- (29) *Civilian Headline Goal 2010*, Nov. 19, 2007.
- (30) 軍事的ESDPとCSDPの発展過程については、以下を参照。拙稿「CSDP」。同「新しい安全保障主体」。

同「地域紛争と危機管理における国連およびEUとNATOの役割」一二九—一五四頁。同「EU安全保障政策の発展」。

- (31) Howorth, *op.cit.*, pp. 124-133. および吉井愛「欧州安全保障・防衛政策 (ESDP): 創出・発展と日本 (研究ノート)」『外務省調査月報』二〇〇八年／No.4 三五—三七頁。
- (32) Eva Gross, "EU and the Comprehensive Approach", DIIS Report, 2008/13, p.17.
- (33) Gerard Quille, Giovanni Gasperini, Roberto Menotti and Nicoletta Pirozzil, "Developing EU Civil Military Co-ordination: The Role of the new Civilian Military Cell", Joint Report by ISIS and CeMISS, Jun., 2006, p.9.
- (34) Gross. *op.cit.*.
- (35) 藤重博美「破綻国家再建における秩序回復と民軍関係」上杉勇司・青井千由紀編『国家建設における民軍関係』国際書院、二〇〇八年、一〇三頁。
- (36) Erwin A. Schmidl, "Police Functions in Peace Operations: A Historical Overview", R.B. Oakley and E.M. Goldberg eds., *Policing the New World Disorder: Peace Operations and Public Security*, National Defence University Press, 1998. p.35, 記す藤重「前掲」一〇三頁。
- (37) Robert Pierto, *Where is the Lone Ranger When We Need Him? America's Search for a Post-Conflict Stability Force*, United States Institute of Peace, 2004, p.46.
- (38) Annika S. Hansen, *From Congo to Kosovo: Civilian Police in Peace Operations*, Adelphi Paper 343, Oxford University Press, 2002, p.70.
- (39) Didier Bigo, "Internal-External Aspects of Security", *European Security*, Vol. 15, No. 4, December 2009, p.400.
- (40) Thorsten Benner, Stephan Mergenthaler and Philipp Rotmann, "Doctrine Development in the UN Peace-building Apparatus: The Case of UN Constabulary Police, 1999-2006", Paper presented for the 49th annual International Studies Association Convention, San Francisco, 29 Mar., 2008, p.13.

- (41) Michel de Weger, *The Potential of the European Gendarmerie Force*, Netherlands Institute of International Relations Clingendael, Mar. 2009, p.12. 年の後ハーグにて二〇〇八年十二月十七日に加盟申請を提出した。条約が発効次第有効となる。条約の批准状況は、オランダ外務省の以下のサイトを参照。(http://www.minbuza.nl/en/Key\_Topics/Treaties/Search\_the\_Treaty\_Database?jsn=011496) (二〇一〇年一月十三日アクセス)。
- (42) "Poland expresses readiness to join European Gendarmerie Force", *Xinhua*, Oct. 10<sup>th</sup>, 2006 (http://english.people.com.cn/200610/10/eng20061010\_310452.html) (accessed on January 31, 2010).
- (43) Treaty between the Kingdom of Spain, the French Republic, the Italian Republic, the Kingdom of Netherlands and the Portuguese Republic, establishing the European Gendarmerie Force.
- (44) David T. Armitage, and Anne M. Moisan, "Constabulary Force and Postconflict Transition: The Euro-Atlantic Dimension", Institute for National Strategic Studies, National Defence University, Strategic Forum, No. 218, November 2005 p.6. 國家變革後治安問題について Bernard Boene, "The Military Voice in France: On the Streets and in the Newspapers", Hans Born, Marina Caparini, Karl Haltiner and Jürgen Kuhlmann eds., *Democratic Control of Armed Forces in Europe: Learning from Crisis and Institutional Change*, LIT Verlag, Berlin, 2004
- (45) Armitage, *ibid*.
- (46) Enrique Esquivel Lalinde, "The new European Gendarmerie Force", Real Institute Elcano, ARI, No. 48, 2005, p.2.
- (47) *The IGC and the Security and Defence dimension towards an enhanced EU role in Crisis Management, Memorandum from Finland and Sweden*, 25 April 1996. (http://europa.eu.int/en/agenda/igc-home/ms-doc/state-fi/finlswed.htm) (accessed on October 25, 2004)。右URLは本論執筆時点で存在したが、ネットアーカイブを  
利用すれば文書を確認できる。アーカイブのURLは以下のとおり。(http://web.archive.org/web/\*/http://europa.eu.int/en/agenda/igc-home/ms-doc/state-fi/finlswed.htm) (accessed on February 20, 2010)。
- (48) Ferreira-Pereira, *op.cit.*, pp.3-4.



- (49) Duke, "The Common Foreign and Security Policy", Finn Laursen ed., *The Amsterdam Treaty: National Preference Formation, Interstate Bargaining and Outcome*, Odense University Press, 2002, p.489. 一方 EU の軍事的ESDPが「ピータースベルク任務」に限定された (fenced) という理解もあるが、アムステルダム条約およびフィンランド・スウェーデンメモランダムと同任務への言及が "including" であることから、本論はこの立場をとらない。限定 (fenced) という見解については以下。Ferreira-Pereira, *ibid.*
- (50) スウェーデン外務省代表インタビュー。出典は以下。Jonson, *op.cit.*, p.77.
- (51) *Ibid.*, p.82.
- (52) *Ibid.*, p.84.
- (53) *Ibid.*, p.85. また、北欧諸国間の協力枠組みであるノーザン・ダイメンションに注力するようになったことと、議長国フィンランドが文民的安全保障に関してイニシアチブを発揮しなかった要因とされる。Björkdahl, *op. cit.*, p.145.
- (54) Jonson, *op. cit.*, p.95. CIVICOM の実際の設立は翌二〇〇〇年五月であり、二〇〇〇年六月のフェイラ欧州理事会で確認された。一九九九年一二月のヘルシンキ欧州理事会から二〇〇〇年五月までの遅延について、「ヘルシンキ理事会ではESDPの軍事的側面を支援する機構的インフラストラクチャーが創造されたが、文民的側面では同様の措置がとられなかった。これは加盟国間の根本的意見対立によるものではなく、単に準備不足のためであった。」と論じる論者もあり、あたかもCIVICOM設立に関して加盟国間に根本的な対立がなかったように誤解させるが、かかる根本的対立の不在はヘルシンキ欧州理事会以後についてであり、ヘルシンキ欧州理事会での議論に関するものでないことに注意。Michael Meiringen, *European Union Peacebuilding and Policing*, Routledge, 2006, p.43. なお、同書では「ピータースベルク委員会」設立提案についてイギリスとスウェーデンの共同提案として、当時イギリスはフランスとともに軍事面の強化に力を入れており、これはスウェーデンと議長国フィンランドの共同提案と解釈する方が妥当である。
- (55) 理事会事務局代表インタビュー。参照は、Jonson, *ibid.*, pp.103-104.
- (56) Howorth, *op.cit.*, p.130.

- (57) Björkdahl, *op.cit.*, pp.12-13.
- (58) このようなソラナHR／SGの「理解」を示しているかもしれないものとして、「人間の安全保障ドクトリン」報告書の作成委嘱がある。同報告書はソラナHR／SGから委嘱された専門家集団が、EUから独立した資金を得てしながら欧州理事会と密接な関係を保ちながら作成したもので、作成のための初回会合が二〇〇三年二月一二日、報告書提出が翌二〇〇四年九月一五日である。ソラナHR／SGからEU内の機関間関係にとらわれず、実務的観点から実地的な報告書を作成するよう求められた専門家集団は、一五〇〇人規模の「人間の安全保障」対応部隊(Human Security Response Force)の設立を含む提案を作成したが、憲法条約の批准失敗などによってソラナHR／SGがEU「外相」とならなかったことなどもあり、二〇一〇年時点での提案は直接的には実施されていない。Marlies Glasius and Mary Kaldor eds., *A Human Security Doctrine for Europe*, Routledge, 2006.
- (59) 詳細については、Simon Duke, “Areas of Grey: Tensions in EU External Relations Competences”, *ETPA Scope*, 2006/1.
- (60) Judgment of the Court (Grand Chamber) of 20 May 2008 — Commission of the European Community v Council of the Union (Case C-91/05), O.J., C171/2, 5 Jul., 2008.
- (61) Nicolas J. BEGER and Philippe BARTHOLME, “The EU’s Quest for Coherence in Peacebuilding: Between Good Intentions and Institutional Turf Wars” P.251-253.
- (62) Council Regulation (EC) No. 381/2001 of 26 February 2001 creating a rapid reaction mechanism, *O.J.*, L.57, 27.2.2001.
- (63) Regulation (EC) No. 1717/2006 of the European Parliament and of the Council of 15 November 2006 establishing an Instrument for Stability, *O.J.*, L 327/1, 24.11.2006. EAA／IAMの実施期間は基本的に一八カ月、最大二四カ月まで延長可、予算は基本的に二万ユーロだが追加的措置によってそれ以上の予算も可能となっている。
- (64) CIMICとCMCOについては、以下を参照。Khol, *op.cit.*, pp.123-125.
- (65) 詳細については以下を参照。拙稿「OSDP」一七四—一七九頁。および佐瀬昌盛「古いヨーロッパ」と『新しいヨーロッパ』—変容する米欧関係(Ⅲ)—、『海外事情』平成一五(二〇〇三)年一一月号、七二—九〇頁。同

- 「欧州独自の安全保障? (上) — 変質する米欧関係 (Ⅳ) —」、『海外事情』平成一六 (二〇〇四) 年二月号、七六一—九三頁。同「欧州独自の安全保障? (中) — 変質する米欧関係 (Ⅴ) —」、『海外事情』平成一六 (二〇〇四) 年九月号、六五一—八六頁。同「欧州独自の安全保障? (下) — 変容する米欧関係 (Ⅵ) —」、『海外事情』平成一七 (二〇〇五) 年二月号、六八一—八五頁。
- (96) European defence: NATO/EU Consultation, planning and operations (<http://www.consilium.europa.eu/uedocs/cmsUpload/78414%20-%20EU-NATO%20Consultation,%20Planning%20and%20Operations.pdf>) (accessed on February 19, 2010)° 同文書に言及した議長国総括の該当箇所はズレる。Presidency Conclusions, Bruxelles European Council Meeting 12, 13 December 2003. Art. 69.
- (97) Quille et. al., “Developing EU Civil Military Co-ordination: The Role of the new Civilian Military Cell”, *Joint Report by ISIS Europe and CeMISs*, Jun., 2006, p.18.
- (98) Council Decision 2005/395/CFSP of 10 May 2005 amending Decision 2001/80/CFSP on the establishment of the Military Staff of the European Union, *O.J. L 132/17*, 26.5.2005.
- (99) Khol, *op. cit.*, p.131.
- (100) “The implementation of the European Security Strategy in the context of the European Security and Defence Policy ESPD”, Draft Report of AFET, Rapporteur Karl von Wogau, (2006/2033(INI), 12 May 2006.
- (101) Nicolas Sarkozy, “Allocution de M. Sarkozy, Président de la République, à l’occasion de la conférence des Ambassadeurs”, Palais de l’Élysée, le 27 août 2007.
- (102) Sven Bischof, “Odd Couple or Dynamic Duo? The EU and Strategy in Times of Crisis”, *European Foreign Affairs Review*, vol. 14, 2009, p. 371. 44 45 “この文書の目的は、EU の戦略を再考することにある。 ” “Reflection on updating security strategy will be able to start”, *European Diplomacy and Defence*, no. 88, December 13, 2007.
- (103) Antonio Missiroli, “Revisiting the European Security Strategy — beyond 2008”, European Policy Centre, *Policy Brief*, April 2008.

- (74) なお、二〇一〇年五月に発表されたアメリカの国家安全保障戦略 (NSS: National Security Strategy) にも同様の用語法の変化が見られる。ブッシュ政権時代の二〇〇二年および二〇〇六年版Nのので多用されていた「破綻国家 (failed states)」という用語法は消滅し、「破綻しつつある国家 (failing states)」となった変化は、Eの実施報告に見られる方向性と軌を一にしていると考えられる。例えば、「脆弱な民主国家 (rogue states)」が消えたこと及びそのかわりに「脆弱な民主国 (fragile democracy)」という用語法が観察される。
- (75) Stefano Silvestri, “Revising the European Security Strategy: Arguments for Discussion”, *Paper presented for the international conference “European Interests and Strategic Options. The EU and Global Governance: rules for the international conference”, organized by the EUISS of Paris in corporation with the Istituto Affari Internazionali of Rome*, May 2008, p. 4.
- (76) Biscop, *op. cit.*, p. 378.
- (77) Ioannides, “European Policing? A Critical Approach to European Civilian Crisis Management with Special Reference to Macedonia”, *In association for Studies of National Conference Proceedings “Globalization, Nationalism and Ethnic Conflicts in the Balkans and Its Regional Contexts”*, Belgrade: Forum for Ethnic Relations, 2007. ([http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract\\_id=1320625](http://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=1320625)) (二〇一〇年五月二六日アクセス) 344号 Wyn Rees, “The External Face of Internal Security”, Christopher Hill and Michael Smith eds., *International Relations and the European Union*, Oxford University Press, 2005, pp. 205-224. など、ヨーロッパ離れ中心は “internal-external security nexus” という用語法を中心とした使用である。
- (78) Jean Dufourcq and David S. Yost eds., *NATO-EU Cooperation in Post-Conflict Reconstruction (NDC Occasional Papers 15)*, NATO Defense College, May 2006, p. 9.
- (79) *Ibid.* 344号 離れ 中心 二四三頁。
- (80) Jens Ringsmose and Sten Rynning, “The Impeccable Ally? Denmark, NATO and the Uncertain Future of Top Tier membership”, *Danish Foreign Policy Yearbook 2008*, 2008, p. 70.